主 文

本件申立を棄却する。

理 由

刑訴五〇一条による裁判の解釈を求める申立は、刑の言渡をした裁判に対しての み許されるのであるから、上告棄却の判決に対する本件申立は不適法である。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年五月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長表	裁判官	井	上		登
表	<b>裁判官</b>	島			保
表	<b>裁判官</b>	河	村	又	介
表	<b>裁判官</b>	小	林	俊	Ξ
表	裁判官	本	村	善太	郎